

## 春日井市立地適正化計画検討小委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第84条第1項に規定する立地適正化計画の変更に当たり、専門的な視点から必要な意見を得るため、春日井市立地適正化計画検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 小委員会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災指針に関する事項
- (2) 老朽化した都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の改修に関する事業に関する事項

### (組織)

第3条 小委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、依頼した日から令和6年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 小委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 小委員会の庶務は、まちづくり推進部都市政策課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営その他必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行し、令和6年3月31日限りその効力を失う。